

茅ヶ崎市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年2月17日

茅ヶ崎市監査委員	成田	博隆
同	鈴木	善治
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査（学校））

2 監査対象の学校

(1) 小学校

茅ヶ崎市立鶴	嶺小学校
同	松 林小学校
同	松 浪小学校
同	浜須賀小学校
同	鶴が台小学校
同	小和田小学校

(2) 中学校

茅ヶ崎市立第	一中学校
同	鶴 嶺中学校
同	西 浜中学校
同	梅 田中学校
同	北 陽中学校

3 監査の期間

令和6年10月11日から令和7年2月7日まで

4 監査を行った監査委員

監査委員	森	誠一（令和6年12月18日まで）
同	鈴木	善治（令和6年12月19日から）
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

5 監査の方法

この監査は、令和5年度の再配当予算の執行及び令和6年度における所管の業務が適正・効率的に執行、管理されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

6 監査の対象項目

- (1) 再配当予算の執行に関する事務
- (2) 薬品の管理に関する事務
- (3) 消耗品の管理に関する事務
- (4) 備品の管理に関する事務
- (5) 施設の管理に関する事務

※項番(2)～(5)の現地調査については、鶴嶺小学校、松林小学校、松浪小学校、浜須賀小学校、鶴が台小学校、第一中学校、鶴嶺中学校、西浜中学校の合計8校で実施しました。

7 監査の結果

今年度対象となった小学校と中学校における定期監査の結果、再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていましたが、事務処理及び所管業務の適正化に向けてより一層の努力をしてください。

8 各学校の監査結果

(1) 小学校

ア 鶴嶺小学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

イ 松林小学校

学校管理費（一般管理経費）の消耗品費で令和5年12月22日に起票された支出負担行為書起票番号96の支出負担行為書（控）と見積書、請求書、支出負担行為書原本の首標金額が異なっていました。

ウ 松浪小学校

4棟、階段下に設置の掃除用具のロッカーへ転倒防止対策が施されていませんでした。

エ 浜須賀小学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

オ 鶴が台小学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

カ 小和田小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

(2) 中学校

ア 第一中学校

- (ア) 学校管理費（新型コロナウイルス感染症対策事業費（繰越分））の消耗品費で令和6年1月15日に起票された支出負担行為書起票番号4の見積書の日付が1年前の日付となっていました。
- (イ) 試視力表照明装置（類別12、備品番号154、平成16年12月8日購入）及び視力検査器専用架台付（類別12、備品番号162、令和5年3月14日購入）は、備品整理票が貼付されていませんでした。
- (ウ) 第1棟、4階西側学習室前の掃除用具入れの転倒防止対策が施されていませんでした。

イ 鶴嶺中学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

ウ 西浜中学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

エ 梅田中学校

- (ア) 学校管理費（一般管理経費）の消耗品費で令和5年10月17日に起票された起票番号49について、納品書の内容と支出負担行為兼支出命令書、支出負担行為書及び同（控）の内容が一致すべきところ、納品書の納品日と伝票上の納品日、検収日がそれぞれ異なっていました。（他1件 起票番号78）
- (イ) 教育振興費（総合的な学習関係経費）の消耗品費で令和5年5月16日に起票された支出負担行為書起票番号11の支出負担行為書（控）の検収日が納品書の納品日よりも前の日付となっていました。

オ 北陽中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

9 意見・要望

学校施設の管理状況について、各校のグラウンドに設置された防球ネットについては、現地調査を実施した8校のうち、防球ネットの設置がある7校全てにおいて破損が見受けられました。また、備品の管理について、備品台帳への登録は確認できるものの、所在不明の備品が見受けられました。

今後は、防球ネットの破損状況の把握に努めていただき、適切な管理を徹底してください。また、備品の管理については、備品台帳の整備に加え、その所在がひと目で分かるように管理手法の見直しを行うようお願いします。